

# 国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナ関連

## 保険料減免のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により、  
次の要件を満たす方は、**保険料が減免**となります。

世帯の生計を主に維持している方が死亡し、  
又は重篤な傷病を負った世帯の方



保険料を  
**全額免除**

世帯の生計を主に維持している方の  
収入減少が見込まれる世帯の方



保険料の**全額**  
又は**一部**  
を**免除**

### 【保険料が一部減額される具体的な要件】

- ①事業収入、給与収入又は家賃収入(不動産収入)など、収入の種類ごとに  
見た収入のいずれかが、前年に比べて3/10以上減少する見込みであること
- ②前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- ③収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円  
以下であること

※国や都道府県から支給される各種給付金(持続化給付金等)については、事業収入等の計算に含めません。  
そのため、各種給付金を除いた金額が前年に比べて3/10以上減少している場合、減額の対象となります。  
※申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

減免申請の受付期間は令和4年3月31日まで(郵送の場合は必着)。

中野区 保険医療課 資格賦課係 03-3228-5511

